

指定居宅介護支援

ケアステーション ハピネス五戸の運営規程

(趣旨)

第1条 社会福祉法人ファミリーが開設する居宅介護支援事業所（以下『居宅介護支援』という）ケアステーション ハピネス五戸の適正な運営を確保するために、人員及び運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護、要支援及び事業対象者（以下『利用者』という）の認定を受けた方に対し適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 運営方針は次の通りとする。

- (1) 利用者が要介護状態等となった場合でも、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、配慮して行う。
- (2) 利用者の心身の状態や置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- (3) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供するサービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業所に不当に偏ることがないように、公正中立に行う。
- (4) 各関係機関との連携に務める。

(名称及び所在地)

第4条 事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 ケアステーション ハピネス五戸
- (2) 所在地 青森県三戸郡五戸町字姥堤34番1

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 常勤1名（介護支援専門員と兼務）
従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに居宅支援の提供を行う。
- (2) 介護支援専門員 常勤4名
指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 年中無休
- (2) 営業時間 8:30～17:30
ただし、電話により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(通常の事業の実施範囲)

第7条 五戸町、新郷村、八戸市豊崎地区とする。

(利用料)

第8条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料金の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは無料とする。

(居宅介護支援の提供方法)

第9条 居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用申し込み者またはその家族に対し、重要事項を記した文章を交付して説明を行い、同意を得る。

- 2 居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ運営方針及び利用者の希望に基づき、居宅サービス計画が作成されることなどを説明し、理解を得る。

(居宅介護支援の内容)

第10条 居宅サービス計画に作成に当たっては、全国社会福祉協議会居宅サービス計画ガイドラインに基づく課題分析表等を用いて解決すべき課題を把握する。

- 2 居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等の担当者による会議（以下『サービス担当者会議』という）の開催、担当者への照会等により、当該居宅サービス計画の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求める。
- 3 居宅サービス計画作成後も、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。
- 4 親切丁寧に行うこととし、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

(秘密保持等)

第11条 従業者は正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう、措置を講じる。
- 3 利用者及び家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により同意を得る。

(居宅サービス提供事業者等からの利益收受の禁止)

第12条 介護支援専門員は居宅サービスの作成または変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用する旨の指示は行わない。

- 2 居宅サービスの作成または変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることを代償として、その事業者から金品その他の財産上の利益を得ることはしない。

(苦情に対する対応)

第13条 サービス提供に関して発生した苦情に迅速かつ、適切に対応するために、苦情受付担当者を置く。

- 2 苦情を受け付けた場合、改善等を検討するとともに、その内容等を記録する。
- 3 場合により、関係機関に報告する。

(事故発生時の対応方法)

第14条 事故防止のため定期的に研修を行う。

- 2 利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(身体拘束に適正化の推進)

第15条 事業所は、居宅サービス事業所が利用者に対し身体拘束を行っていた場合、サービス担当者会で「切迫性」「非代替性」「一時性」について検討する。やむを得ず身体拘束を行う場合は、やむを得ない理由を記録するとともに、その態様、時間、利用者の心身の状況を記録する。

(虐待防止に対する対応)

第16条 虐待発生時は次の通りとする。

- (1) 虐待防止のための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について周知する。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し年2回研修を行う。
- (4) 適切に実施するための担当者を置く。

(衛生管理等)

第17条 感染症又は食中毒の発生及びまん延防止の対応は次の通りとする。

- (1) 感染症及び食中毒発生防止のための委員会の定期的開催するとともに、その結果について周知する。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し年2回研修を行う。

(記録の整備)

第18条 事業者は、利用者に対する居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保管する。

(業務継続計画に対する事項)

第19条 感染症や非常災害の発生時において、同一敷地内にある事業所と共同し事業継続計画を策定し合同研修、訓練を行う。

- 2 事業継続計画は適宜、見直しを図る。

(利用者に関する市町村への通知)

第20条 利用者が偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、または受けようとした時は、市町村に対して通知する。

(その他運営に関する留意事項)

第21条 従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年6回以上

(附則) この規程は、令和6年4月1日から施行する。